

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則	○福島県財務規則の一部を改正する規則	七七	公 告	○指定管理者を指定した件十九件	六一
	○公印を改刻しその使用を開始する件二件	七七		○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件	六四
	○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	七六		○種畜証明書を交付した件	六四
	○患者又は疑似患者の発見について届出があった件	七六		○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	六五
	○土地改良区の定款の変更を認可した件	七六		福島県教育委員会	
	○道路の区域を変更する件四件	七九		○指定管理者を指定した件	六六
	○道路の供用を開始する件三件	六〇		福島県選挙管理委員会	
	○都市計画事業を認可した件	六一		○政治資金規正法第二十条の二第二項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧又は写しの交付に関する規程	六六
	○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	六一		福島県人事委員会	
				○選考により採用する職員の職を定める件の一部を改正する件	六九

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第百五号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二百二十七条に次の一号を加える。

九 災害時において、物資等の調達に関する協定等に基づいて物品を購入するとき。

第二百二十八条第一項中「百分の五以上」の下に「の額」を加え、「百分の十以上」

の額」を「請負代金の額の百分の十以上の額、電子入札(所要の事項を入札者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))から入力し、当該電子計算機と電気

通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること(以下「電子入札記録」という。))により行う入札をいう。以下同じ。の方法

により契約を締結する不動産又は動産の売払いにあつては予定価格の百分の十以上の額であつて契約権者が定める額」に改める。

第二百四十六条第一項中「(所要の事項を入札者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権

者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させること(以下「電子入札記録」という。))により行う入札をいう。以下同じ。」を削る。

第二百四十七条第一項中「電子入札」の下に「(不動産又は動産の売払いに係るものを除く。)」を加える。

第二百四十八条中「百分の三以上の額」の下に「(不動産又は動産の売払いに係る電子入札にあつては、当該入札に係る予定価格の百分の十以上の額であつて契約権者が定

める額)」を加え、「担保として」を削り、「有価証券を」「有価証券(不動産又は

動産の売払いに係る電子入札にあつては、当該有価証券又は当該入札に関して契約権者

の利用する電子入札システムを管理する事業者が発行するところの当該入札に参加しよ

うとする者が当該入札に係る入札保証金を支払うに足りる資力を有する旨の保証証書)

を担保として」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福島県告示第百六十八号

公印を次のように改刻し、平成二十年十二月二十六日その使用を開始する。

平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

職印

番号	公印の名称	印	影	公印管理者

福島県告示第八百六十九号

公印を次のように新調し、平成二十一年一月一日その使用を開始する。
平成二十年十二月二十六日

職印

福島県知事 佐藤雄平

23	福島県現金出納員印 (福島県立葵高等学校用)		福島県立葵高等学校の 福島県現金出納員
----	---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	------------------------

(文書法務課)

24	福島県現金取扱員印		総務部市町村総室市町 村行政課の福島県現金 取扱員
----	-----------	-----------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

(文書法務課)

福島県告示第八百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年十二月二十六日から平成二十一年四月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市商工観光部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

会津サティ 会津若松市駅前町四百二十番地二ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社マイカル

代表取締役 川本 敏雄

(変更後) 株式会社マイカル

代表取締役 松井 博史

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十年十二月十五日

五 届出をした者

株式会社マイカルほか六名

(「別紙書面」は省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百七十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	田村郡	平成二〇年 十二月一七 日	命令殺

(畜産課)

福島県告示第八百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、東和町土地改良区から平成二十年八月二十二日付けで申請のあった定款の変更について、同年十二月二十二日認可した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第八百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道石筵 本宮線	安達郡大玉村玉井字庚 申二八二番三地从先から 同 郡同 村玉井字午 房内四二番地先まで	変更前	A 四・八〇 二四・〇	一、三三八・四
	安達郡大玉村玉井字庚 申二八二番三地从先から 同 郡同 村玉井字午 房内四二番地先まで	変更後	A 四・八〇 二四・〇	一、三三八・四
	安達郡大玉村玉井字午 房内四二番地先から 同 郡同 村玉井字町 尻三八番一地从先まで		B 四・八〇 一六・二	一、〇八三・三
	安達郡大玉村玉井字午 房内四二番地先から 同 郡同 村玉井字町 尻三八番一地从先まで		B 四・八〇 一六・二	一、〇八三・三
	安達郡大玉村玉井字庚 申二九八番一地从先から 同 郡同 村玉井字町 尻三九番一地从先まで		C 七・五〇 一五・〇	二、七〇八・〇
	安達郡大玉村玉井字庚 申二九八番一地从先から 同 郡同 村玉井字町 尻三九番一地从先まで		C 七・五〇 一五・〇	二、七〇八・〇

(道路計画課)

福島県告示第八百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道壺楊 本町線	耶麻郡猪苗代町大字八 幡字川久保三一五八番 地先から 同 郡同 町大字西 館字下屋敷二五七番地 先まで	変更前	一〇・二〇 二五・五	二九五・〇
	耶麻郡猪苗代町大字八 幡字東館南三〇番地先 から 同 郡同 町大字西 館字二百刈一〇二八番 八地先まで	変更後	一一・〇〇 三八・〇	三四三・〇

(道路計画課)

福島県告示第八百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道壺楊 本町線	耶麻郡猪苗代町大字八 幡字東館南三〇番地先 から 同 郡同 町大字西	変更前	一一・〇〇 三八・〇	三四三・〇
	耶麻郡猪苗代町大字八 幡字東館南三〇番地先 から 同 郡同 町大字西	変更後	一一・〇〇 三八・〇	三四三・〇

館字二百刈一〇二八番 八地先まで	変更後	一・一〇〇 二八・〇〇	三四三・〇〇
---------------------	-----	----------------	--------

(道路計画課)

福島県告示第八百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道猪苗代塩川線	耶麻郡磐梯町大字更科字磨上前三五〇番三 地先から 同 郡同 町大字更科 字磨上前一三七番地先 まで	変更前 変更後	一五・六〇 一九・〇〇	二四七・六〇 二四七・六〇

(道路計画課)

福島県告示第八百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道壺楊本町線	耶麻郡猪苗代町大字八幡字東館南三〇番地 先から 同 郡同 町大字西館字二百刈一〇二八 番八地先まで	平成二〇年一二 月二八日

福島県告示第八百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道猪苗代塩川線	耶麻郡磐梯町大字更科字磨上前三五〇番 三地先から 同 郡同 町大字更科字磨上前一三七番地 先まで	平成二〇年一二 月二六日

(道路計画課)

福島県告示第八百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
国道四五九号	喜多方市上三宮町吉川字南焼山六五四番 地先から 同 市上三宮町吉川字南和地庭六五三八 番地先まで 喜多方市上三宮町吉川字南和地庭六五三八 番地先から 同 市上三宮町吉川字南和地庭六五三八 番地先まで	平成二〇年一二 月二六日

(道路計画課)

福島県告示第八百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称
南相馬市

二 都市計画事業の種類及び名称
原町都市計画墓園事業 一号 陣ヶ崎公園墓地

三 事業認可の年月日
平成二十年十二月二十六日

四 事業施行期間
平成二十年十二月二十六日から平成二十七年三月三十一日まで

五 事業地

取用の部分 南相馬市原町区本陣前三丁目並びに上太田字陣ヶ崎地内

使用の部分 なし

（まちづくり推進課）

福島県告示第八百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称 国見町

二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業（国見町公共下水道）

三 事業認可の年月日 昭和六十三年九月二十七日

四 事業施行期間 昭和六十三年九月二十七日から平成二十四年三月三十一日まで

五 事業地

取用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十五年福島県告示第五百八十六号）の事業地に伊達郡国見町大字小坂字笹ノ口及び大字藤田字滝川四の各一部の区域を加える。
同事業地のうち大字小坂字川原、字北島、字町田、字木八丁及び字前、大字山崎字堂ノ前、字北古館、字大坂、字南古館及び字宮前、大字藤田字中沢三、字中沢四、字日渡二、字日渡四、字自林一、字八斗時、字大枝道一、字大枝道二、字沢田二、字沢田三、字沢田四及び字天上田、大字塚野目字中沢並びに大字徳江字仏供田の各一部を削除する。

使用の部分 なし

（下水道課）

公 告

公告第六百五十二号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理を行わせる公の施設の名称 福島県文化センター

二 指定管理者として指定したもの

1 名称 財団法人福島県文化振興事業団

2 主たる事務所の所在地 福島県福島市春日町五番五十四号

三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

（文化振興課）

公告第六百五十三号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理を行わせる公の施設の名称 ふくしま海洋科学館

二 指定管理者として指定したもの

1 名称 財団法人ふくしま海洋科学館

2 主たる事務所の所在地 福島県いわき市小名浜字辰巳町五十番地

三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

（生涯学習課）

公告第六百五十四号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理を行わせる公の施設の名称 福島県男女共生センター

二 指定管理者として指定したもの

1 名称 財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構

2 主たる事務所の所在地 福島県福島市黒岩字田部屋五十三番地五

三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

（人権男女共生課）

公告第六百五十五号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理を行わせる公の施設の名称 福島県点字図書館

二 指定管理者として指定したもの

1 名称 社団法人福島県盲人協会

2 主たる事務所の所在地 福島県福島市森合町六番七号

三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
（障がい福祉課）

公告第六百五十六号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理を行わせる公の施設の名称 福島県中小企業振興館（起業支援室を除く。）

二 指定管理者として指定したもの

1 名称 財団法人福島県産業振興センター

2 主たる事務所の所在地 福島県福島市三河南町一番二十号

三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
（団体支援課）

公告第六百五十七号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理を行わせる公の施設の名称 福島県中小企業振興館（起業支援室）

二 指定管理者として指定したもの

1 名称 特定非営利活動法人福島県ベンチャー・S O H O ・テレワーカー共働機構

2 主たる事務所の所在地 福島県福島市三河北町二番八号

三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
（産業創出課）

公告第六百五十八号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理を行わせる公の施設の名称 福島県ハイテクプラザ（一部）
二 指定管理者として指定したもの

1 名称 財団法人福島県産業振興センター

2 主たる事務所の所在地 福島県福島市三河南町一番二十号

三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
（産業創出課）

公告第六百五十九号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理を行わせる公の施設の名称 福島県産業交流館

二 指定管理者として指定したもの

1 名称 財団法人福島県産業振興センター

2 主たる事務所の所在地 福島県福島市三河南町一番二十号

三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
（観光交流課）

公告第六百六十号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理を行わせる公の施設の名称 天鏡閣

二 指定管理者として指定したもの

1 名称 財団法人福島県観光物産交流協会

2 主たる事務所の所在地 福島県福島市三河南町一番二十号

三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
（観光交流課）

公告第六百六十一号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理を行わせる公の施設の名称 福島県観光物産館

- 二 指定管理者として指定したもの
 - 1 名称 財団法人福島県観光物産交流協会
 - 2 主たる事務所の所在地 福島県福島市三河南町一番二十号
- 三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
(県産品振興戦略課)

公告第六百六十二号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 管理を行わせる公の施設の名称 ふくしま県民の森
- 二 指定管理者として指定したもの
 - 1 名称 財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団
 - 2 主たる事務所の所在地 福島県安達郡大玉村玉井字長久保六十八番地
- 三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
(森林整備課)

(森林整備課)

公告第六百六十三号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 管理を行わせる公の施設の名称 福島県昭和の森
- 二 指定管理者として指定したもの
 - 1 名称 財団法人猪苗代町振興公社
 - 2 主たる事務所の所在地 福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字東中丸三百四十四番地の四
- 三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
(森林整備課)

(森林整備課)

公告第六百六十四号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 管理を行わせる公の施設の名称 福島県総合緑化センター
- 二 指定管理者として指定したもの
 - 1 名称 財団法人福島県都市公園・緑化協会

- 2 主たる事務所の所在地 福島県福島市佐原字神事場一番地
- 三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
(森林整備課)

公告第六百六十五号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 管理を行わせる公の施設の名称 小名浜港マリーナ施設
- 二 指定管理者として指定したもの
 - 1 名称 小名浜マリーナ株式会社
 - 2 主たる事務所の所在地 福島県いわき市泉町下川字大畑二百六十二番地
- 三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
(港湾課)

(港湾課)

公告第六百六十六号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 管理を行わせる公の施設の名称 小名浜港プレジャーボート用指定泊地
- 二 指定管理者として指定したもの
 - 1 名称 小名浜漁業協同組合
 - 2 主たる事務所の所在地 福島県いわき市小名浜字栄町五番地
- 三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
(港湾課)

(港湾課)

公告第六百六十七号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 管理を行わせる公の施設の名称 中之作港プレジャーボート用指定泊地
- 二 指定管理者として指定したもの
 - 1 名称 中之作漁業協同組合
 - 2 主たる事務所の所在地 福島県いわき市中之作字勝見ヶ浦五十一番地
- 三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
(港湾課)

(港湾課)

公告第六百六十八号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次とのおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 管理を行わせる公の施設の名称

- 1 江名港プレジャーボート用指定泊地
- 2 久之浜港プレジャーボート用指定泊地
- 3 四倉漁港指定施設
- 4 豊間漁港指定施設
- 5 勿来漁港指定施設

二 指定管理者として指定したもの

- 1 名称 いわき市漁業協同組合
- 2 主たる事務所の所在地 福島県いわき市久之浜町久之浜字館ノ山九番地
- 三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

（港湾課）

公告第六百六十九号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次とのおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 管理を行わせる公の施設の名称

- 1 釣師浜漁港指定施設
- 2 真野川漁港指定施設
- 3 請戸漁港指定施設

二 指定管理者として指定したもの

- 1 名称 相馬双葉漁業協同組合
- 2 主たる事務所の所在地 福島県相馬市尾浜字追川百九十六番地
- 三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

（港湾課）

公告第六百七十号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次とのおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 管理を行わせる公の施設の名称

1 あづま総合運動公園

2 福島空港公園

3 逢瀬公園

二 指定管理者として指定したもの

- 1 名称 財団法人福島県都市公園・緑化協会
- 2 主たる事務所の所在地 福島県福島市佐原字神事場一番地
- 三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

（まちづくり推進課）

公告第六百七十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次とのおり指定した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
有限会社やざわ薬局	白河市古高山三―五六	平成二〇年 一二月一日	育成医療 更生医療	調剤	
有限会社タチバナ薬局	福島市八木田字並柳一三七―二	同	同	同	
エルム調剤薬局相馬店	相馬市沖ノ内一―二―五	同	同	同	
鏡石クリニツク	岩瀬郡鏡石町本町二〇―一―三	同	同	腎臓 小腸	和田 知益

（障がい福祉課）

公告第六百七十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第百九号）第四条第一項第二号に規定する種畜証明書を次のとおり交付した。
平成二十年十二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

公告第六百七十三号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の
 とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 平成二十年十二月二十六日

土地改良区の名称
 小野町土地改良区

退任した役員
 福島県知事 佐藤雄平

(畜産課)

種畜 証明書 番号	家畜 の種類	品種	名前	産地	血統		飼養者
					母	父	
平二〇 福島臨 三第一 二号	牛	黒毛 和牛	福大幸	本宮市	登美貴	郡山市 日和田 町高倉 字下中 道一 六一	住 所 氏名又 は名称
平二〇 福島臨 三第一 三号	同	同	北栄	二本 松市	北平安 みらい	同	同
平二〇 福島臨 三第一 四号	同	同	南湖三五二	白河市	安平照 さとみ	同	同
平二〇 福島臨 三第一 五号	同	同	峠一九	猪苗 代町	登美貴 かつきよ	同	同

役別	氏名	住所
理事	春山 茂	田村郡小野町大字小戸神字夫内二一番地
同	村上 裕章	同 郡同 町大字小野赤沼字西ノ内四八番地
同	鈴木 栄次	同 郡同 町大字皮籠石字神平三二番地
同	宗像 一	同 郡同 町大字菖蒲谷字北ノ内五二番地
同	先崎 薰	同 郡同 町大字飯豊字落合八八番地
同	村上 盛一	同 郡同 町大字飯豊字三又二〇八番地
同	郡司 良伸	同 郡同 町大字小戸神字日向一八九番地二
同	村上 錦吾	同 郡同 町大字小戸神字中ノ原一〇一番地
同	西牧 昌二	同 郡同 町大字小野山神字八舛蒔六七番地三
同	藤井 崇	同 郡同 町大字浮金字古沼二六番地
同	吉田 孝	同 郡同 町大字夏井字百目木六九番地
同	吉田 邦彦	同 郡同 町大字南田原井字三内五七番地
同	吉田 國光	同 郡同 町大字塩庭字南府中一番地
同	松本 健次	同 郡同 町大字塩庭字葦平一九番地
同	石井 啓二	同 郡同 町大字上羽出庭字東前八九番地
監事	長久保喜伸	同 郡同 町大字湯沢字八又八九番地
同	國分 喜正	同 郡同 町大字飯豊字宮ノ下六〇番地
同	田村 弘文	同 郡同 町大字上羽出庭字上二枚橋二二八番地
就任した役員	氏名	住所
理事	春山 茂	田村郡小野町大字小戸神字夫内二一番地
同	草野今朝美	同 郡同 町大字小野赤沼字四郎坊二二〇番地の一
同	中野 貞元	同 郡同 町大字皮籠石字宮ノ前五九番地
同	吉田 文男	同 郡同 町大字雁股田字関場一一二番地八
同	先崎 薰	同 郡同 町大字飯豊字落合八八番地
同	草野 清	同 郡同 町大字飯豊字土腐九八番地
同	宗像 正	同 郡同 町大字小戸神字山田一二四番地
同	柏原 守	同 郡同 町大字小戸神字李作一〇五番地
同	國分 英孝	同 郡同 町大字小野山神字百目木一三二番地
同	藤井 崇	同 郡同 町大字浮金字古沼二六番地
同	吉田 孝	同 郡同 町大字夏井字百目木六九番地
同	根本 孝	同 郡同 町大字南田原井字田光倉九二番地
同	吉田 國光	同 郡同 町大字塩庭字南府中一番地
同	松本 健次	同 郡同 町大字塩庭字葦平一九番地
同	石井 啓二	同 郡同 町大字上羽出庭字東前八九番地
同	吉田 幸一	同 郡同 町大字和名田字松木橋一四番地
同	會田 一雄	同 郡同 町大字飯豊字二本木七番地
同	長久保喜伸	同 郡同 町大字湯沢字八又八九番地

同 田村 弘文 同 郡同 町大字上羽出庭字上二枚橋二一八番地

(農村計画課)

福島県教育委員会

公告第四号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次とのおり指定した。

平成二十年十二月二十六日

福島県教育委員会

- 一 管理を行わせる公の施設の名称 福島県文化財センター白河館
- 二 指定管理者として指定したもの
 - 1 名称 財団法人福島県文化振興事業団
 - 2 主たる事務所の所在地 福島県福島市春日町五番五十四号
- 三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(文化財課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法第二十条の二第二項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧又は写しの交付に関する規程について次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

政治資金規正法第二十条の二第二項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧又は写しの交付に関する規程 (趣旨)

第一条 この規程は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第二十条の二第二項の規定に基づき、法第十二条第一項若しくは法第十七条第一項の規定による報告書、法第十四条第一項(法第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による書面又は法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書のうち、福島県選挙管理委員会(以下「県委員会」という。)において受理したもの(以下「収支報告閲覧対象文書」という。)の閲覧又は写しの交付に必要事項を定めるものとする。

(閲覧)

第二条 収支報告閲覧対象文書の閲覧を請求しようとするものは、県委員会にその旨を

申し出て、備付けの閲覧簿に所要の事項を記載しなければならない。

2 収支報告閲覧対象文書は、県委員会の指定する場所において閲覧するものとし、当該場所以外に持ち出してはならない。

3 収支報告閲覧対象文書は、丁寧に取り扱い扱うものとし、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 前三項の規定に違反するものに対しては、職員は、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

5 収支報告閲覧対象文書の閲覧の請求及び閲覧は、執務時間内にしなければならない。(写しの交付)

第三条 収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した収支報告閲覧対象文書に係る写しの交付請求書(様式第一号)(以下「交付請求書」という。)

一 請求をするものの氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体に対してはその代表者の氏名

二 写しの交付の請求に係る政治団体の名称並びに収入及び支出がされた年

三 求める写しの交付方法

四 求める写しの作成方法

2 県委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求したもの(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

3 県委員会は、第一項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から起算して三十日以内に、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付しなければならない。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を収支報告閲覧対象文書に係る写しの交付期間延長通知書(様式第二号)により通知しなければならない。

5 第一項の規定による請求に係る収支報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、当該請求があつた日から起算して六十日以内にそのすべてについて写しを交付することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、県委員会は、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書のうちの相当の部分につきその期間内に当該写しの交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書については相当の期間内に当該写しの交付をすれば足りる。この場合において、県委員会は、第三項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を収支報告閲覧対象文書に係る写しの交付期間特例適用通知書(様式第三号)により通知しなければならない。

一 この項の規定を適用する旨及びその理由

- 二 残りの収支報告閲覧対象文書について当該収支報告閲覧対象文書の写しの交付をする期限
- 6 第三項及び前項に規定する収支報告閲覧対象文書の写しの交付は、県委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。
(費用負担等)

第四条 前条の規定により写しの交付を受けるものは、別表に定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

- 2 前項に規定する費用は、前納とする。
- 3 別表の三の項に掲げる費用は、郵便切手により納めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成二十一年一月一日から施行する。
(政治資金規正法第二十条の二第二項及び政党助成法第三十二条第五項の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程の一部改正)
- 2 政治資金規正法第二十条の二第二項及び政党助成法第三十二条第五項の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程(平成七年福島県選挙管理委員会告示第三十五号)の一部を次のように改正する。
題名中「政治資金規正法第二十条の二第二項及び」を削り、「報告書等」を「支部報告書等」に改める。

第一条中「政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定により福島県選挙管理委員会(以下「県委員会」という。)に提出された報告書若しくは同法第十四条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による書面又は」を削り、「」の規定により県委員会」を「」の規定により福島県選挙管理委員会(以下「県委員会」という。)」に改める。
第二条中「報告書、書面、」を削り、「報告書等」を「支部報告書等」に改める。
第三条第一項から第三項までの規定中「報告書等」を「支部報告書等」に改め、同条第四項中「係員」を「職員」に改める。

別表(第四条関係)

区 分	金 額
一 複写機による写しの交付 ア 複写機(乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機を除く。)(による写しの交付(日本工業規格A列四番以下の大きさの用紙によるものに限る。)) イ カラー複写機(乾式間接静電式のものに限る。)(による写しの交付(日本工業規格A列四番以下の大きさの用紙によるものに限る。))	一枚につき十円 一枚につき二十円

二 一の項に規定する方法以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
三 収支報告閲覧対象文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

様式第一号(第3条関係)

収支報告閲覧対象文書に係る写しの交付請求書

福島県選挙管理委員会委員長
年 月 日

請求者 住所又は所在地 (郵便番号)
氏名又は名称
(代表者の氏名)
連絡先 (電話番号)

政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づき収支報告閲覧対象文書の閲覧又は写しの交付に関する規程第3条第1項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

政治団体の名称及び支出がされた年	求める写しの交付方法
求める写しの交付方法	1 窓口での交付 2 郵送による交付
求める写しの作成方法	1 複写機による写しの作成(カラー複写以外) 2 複写機による写しの作成(カラー複写) 3 1及び2以外の方法による写しの作成
※備考	

記載上の注意

1 「政治団体の名称並びに収入及び支出がされた年」欄には、正確な「政治団体の名称」を記載し、当該団体に係る収入及び支出がされた年(写しの交付請

- 求対象年)を()書で記載してください(例 ○○○○後援会(平成○年分))。
- 2 「求める写しの交付方法」及び「求める写しの作成方法」の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。
 - 3 ※印の欄は、記載しないでください。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

様式第2号(第3条関係)

収支報告閲覧対象文書に係る写しの交付期間延長通知書

第 年 月 日

様

福島県選挙管理委員会
委員長

印

年 月 日付けで請求のあった収支報告閲覧対象文書に係る写しの交付について、政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づき収支報告閲覧対象文書の閲覧又は写しの交付に関する規程第3条第4項の規定により、次のとおり写しの交付期間を延長したので通知します。

政治団体の名称及び並びに収入れた年	
政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づき収支報告閲覧対象文書の閲覧又は写しの交付に関する規程第3条第3項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	

様式第3号(第3条関係)

収支報告閲覧対象文書に係る写しの交付期間特例適用通知書

第 年 月 日

様

福島県選挙管理委員会
委員長

印

年 月 日付けで請求のあった収支報告閲覧対象文書の写しの交付について、政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づき収支報告閲覧対象文書の閲覧又は写しの交付に関する規程第3条第5項の規定を適用することとしたので通知します。

政治団体の名称及び並びに収入れた年	
政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づき収支報告閲覧対象文書の閲覧又は写しの交付に関する規程第3条第3項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
写しの交付請求に係る収支報告閲覧対象文書のうちの相当部分につき写しの交付をする期間及び当該期間内に写しの交付をする部分	
政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づき収支報告閲覧対象文書の閲覧又は写しの交付に関する規程第3条第5項の規定を適用する理由	

残りの収支報告閲覧対象文書について写しの交付をする期限

年 月 日

福島県人事委員会

福島県人事委員会告示第四号

選考により採用する職員の職を定める件（昭和五十七年福島県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十二月二十六日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

第一号中「言語聴覚士」を「言語聴覚士 精神保健福祉士」に改める。

（採用給与課）